

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」に基づく  
 埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金申請フロー

スタート

無床診療所である

はい

いいえ

◎「重点医療機関」の指定を受けている又は指定見込み

◎新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受入れている又は受入れ見込み

◎「疑い患者受入れ協力機関」の指定を受けている又は指定見込み

いずれかに該当

- ①  
 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を「診療」する救急・周産期・小児医療機関としてリストへの登録を承諾する
- ②  
 新型コロナウイルス感染症患者等入院患者に携わる看護職員に対して手当を支給している
- ③  
 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者のため、宿泊施設に宿泊させたり、宿泊施設を借り上げている

①～③のいずれかに該当又は該当なし

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を「診療」する救急・周産期・小児医療機関としてリストへの登録を承諾する

いいえ

①から③までの事業区分の実施状況で申請できる事業区分が異なります。どの事業区分が申請できるのかを下表でご確認ください。

補助金申請「事業区分」選択確認表

該当事業	別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5
①②③	●	●	●	●	●
①②	●	●		●	●
① ③		●	●	●	●
②③	●	●	●	●	
①		●		●	●
②	●	●		●	
③		●	●	●	
なし		●		●	

※1) 「別紙5」に「●」がない医療機関は別の補助金「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金」の申請対象になります。

※2) 国通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」に基づく設備整備等事業については、別に定める県補助金交付要綱に基づきます。

※3) 国通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」に基づく患者と接する医療従事者や職員に対する慰労金の交付事業は、別に定める新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（医療分）に基づきます。

補助要綱の事業区分「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」のみ該当になりますので、補助要綱の「別紙5」の内容をご確認の上、申請してください。

なお、陽性患者受入れ病床を1床でも確保いただければ、入院の実績にかかわらずプラス1千万円、1床あたり1日16,000円の病床確保補助（確保のために休止した病床含む）など、補助が受けられますので、ぜひご確認ください。

国通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の対象になります（上記「埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金の別紙5」との重複申請はできませんのでご注意ください。）。